

4. 第4号議案

4. 2 規約第4条 2)「洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に関すること。」について

(1) 氾濫危険水位及び避難判断水位の見直しについて

令和3年8月出水を始め、近年多発する出水による水位上昇や河床変動、及び河川整備による河道状況の変化を踏まえ、氾濫危険水位及び避難判断水位を別添「説明資料」のとおり見直しました。本年度出水期（令和5年6月1日）より運用予定とします。

また、氾濫する可能性のある水位や個別対応区域[※]についても上記資料のとおりとします。

※個別対応区域とは、洪水予報区間内で、近傍の基準観測所にて洪水予報を発表する基準水位に達していなくても、堤防が低いなどにより氾濫が発生し、かつ、その浸水範囲が限定的である区域のこと。当該区域では、市区町村による個別の訪問などにより避難を呼びかけることとし、洪水予報（氾濫発生情報）は発表しないこととしている。